

平成 19 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
代表者の役職 代表取締役社長 飯 島 康 輔
(J A S D A Q ・ コード 1997)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員
役 職 ・ 氏 名 (管 理 統 括 部 長) 藤 沼 一 男
電 話 番 号 0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 11 月 21 日開催予定の第 54 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、将来の事業内容の多様化に対応するため事業目的を追加するものであります。
- (2) 執行役員制度の導入等経営体制の改革に取り組んでおりますが、近年の経営環境の変化を踏まえ、取締役会の意思決定機能及び監督機能を高めるため取締役の員数を削減し、あわせて役付取締役に関する規定を見直し、所要の変更を行うものであります。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになった場合に、速やかに後任の監査役が就任し監査役の員数を充足することができるようにするため、監査役補欠者の選任に必要な規定を新設するものであります。
- (4) その他上記の変更に伴い、条数、一部表現の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款の変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 19 年 11 月 21 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 11 月 21 日 (水)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 冷暖房設備工事、衛生給排水設備工事、空気調和設備工事、電気設備工事、エレベーター・エスカレーター設備工事、土木工事、建築工事、水処理設備工事、大気汚染防止設備工事、産業廃棄物処理設備工事および上下水道工事の設計並びに施工</p> <p>(2) 前号に掲げる設備に関する機器類の販売並びに輸出入</p> <p>(3) 前各号に掲げる設備および機器類の保守管理</p> <p>(4) 建築物清掃、建築物空気環境測定、建築物飲料水水質検査、建築物飲料水貯水槽清掃、建築物ねずみこん虫等防除および建築物環境衛生一般管理等の建築物衛生維持管理</p> <p>(5) 防災設備の保守管理並びに保安警備</p> <p>(6) 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介および管理</p> <p>(7) 他の事業への投資並びに資金の貸付および運用</p> <p>(8) 損害保険代理業</p> <p>(9) 労働者派遣事業</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(10) 前各号に関連する事業</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) <u>前各号に掲げる事業およびその附帯関連事業に関連する調査、立案、企画、運営並びにコンサルティング</u></p> <p>(11) 前各号に関連する<u>一切</u>の事業</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。</u></p> <p>(監査役補欠者の予選の効力)</p> <p>第 33 条 <u>監査役補欠者の予選に係る決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p data-bbox="311 230 395 259">新 設</p> <p data-bbox="186 394 285 423">第 33 条</p> <p data-bbox="229 434 413 463">ゝ 省 略</p> <p data-bbox="186 474 285 504">第 43 条</p>	<p data-bbox="900 230 1404 342">2 <u>前項の監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="810 394 908 423">第 34 条</p> <p data-bbox="963 434 1133 463">ゝ (現 行 ど お り)</p> <p data-bbox="810 474 908 504">第 44 条</p>

以上